

介護福祉士国家試験の出題範囲等の 今後の在り方について

平成 25 年 12 月 16 日

介護福祉士国家試験の出題範囲等の在り方に関する検討会

1. はじめに

- 我が国においては、高齢化が進展する中、近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる介護人材を安定的に確保するとともに、資質の向上を図ることが求められている。
- 介護福祉士については、従来重視されてきた入浴、排せつ、食事等の身体介護のみならず、認知症高齢者に対応できるケアや障害者の自立支援に対応できるケアといった新しいケアへの対応のほか、他職種との協働によるチームアプローチによる入所者等の重度化や看取りへの対応、地域包括ケアの中で必要な役割を果たすことも求められている。
- また、介護福祉士の国家資格については、「幅広い利用者に対する基本的介護を提供できる能力を有する資格」と位置付けられており、資格取得段階で利用者の状態像に応じた系統的・計画的な介護や医療職との連携等を行うための幅広い領域の知識・技能を修得し、的確な介護を実践する能力が求められている。
- このような中、介護福祉士の資質の確保及び向上を図っていくため、実務経験ルート、養成施設ルート及び福祉系高校ルートの3つを残しつつ、制度改革が行われ、平成27年4月からは、介護福祉士の業務として喀痰吸引及び経管栄養が加えられることに伴い、実務者研修^(※1)、養成施設及び福祉系高校の教育カリキュラムに喀痰吸引及び経管栄養について学ぶ医療的ケアが追加された。
- 実務経験ルートについては、働きながら受講しやすい環境の整備や医療的ケアを追加する必要性から、実務者研修のカリキュラムや時間数の見直しが行われ、平成27年度（平成28年）から、国家試験を受験するためには、実務者研修の修了が義務付けられることとされた。
- 養成施設ルートについては、平成21年度から1,650時間の課程が1,800時間の課程とされ、平成24年度からは、医療的ケアの導入を踏まえ1,850時間の課程へと教育内容の充実が図られ、平成27年度（平成28年）から国家試験の受験が義務付けられることとされた。

(※1) 実務者研修は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得（介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）同等の水準）を到達目標とし、今後の制度改革や高齢化の進展の中で新たな課題や技術・知見を自ら把握できる能力を獲得することを期待して導入されている。

- また、福祉系高校ルートについても、平成 21 年度から 3 年間で 34 単位（1,190 時間）の課程から養成施設ルートと同様の 52 単位（1,820 時間）の課程とされ、その後、医療的ケアの導入を踏まえ、53 単位（1,855 時間）の課程となり、教育内容の充実が図られた。(※2)
- このような中、介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、こうした教育カリキュラム等の見直しだけでなく、そこで修得した知識及び技能を確認するにふさわしい国家試験の見直しが必要である。
- そこで本検討会では、介護福祉士の資質の確保及び向上のための教育カリキュラム及び資格取得方法の見直しを踏まえ、介護福祉士資格を付与するのにふさわしい知識及び技能を確認するための出題範囲、実技試験の在り方等について、平成 25 年 7 月から 9 月にかけて、3 回にわたり議論を重ね、今後国家試験の質を一層高めていくため、次のとおり提言する。この提言を踏まえ、今後の介護福祉士国家試験の改善に向けて見直しを行うことが必要である。

2. 筆記試験の総出題数等について

(1) 総出題数について

- 総出題数については、現在 120 問となっており、試験時間については、一般の受験者の場合は、3 時間 30 分、点字受験者や経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者では、1.5 倍の試験時間の配慮が必要なことから 5 時間 15 分で実施されている。
- 養成課程のカリキュラムに医療的ケアの領域が追加されることに伴い、平成 27 年度（平成 28 年）試験から「医療的ケア」の領域が追加されること等を踏まえ、試験問題数についてもこれに対応した増加を図る必要がある。
他方、出題数の増加にあたっては、受験者負担を考慮し、これまで同様、1 日の日程で行えるよう配慮するという視点も重要である。

(※2) なお、資格取得方法の見直しに合わせ、介護人材の養成体系が整理され、「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士（仮称）」がキャリアパスの基本とされている。
これまでのホームヘルパー2級研修は、介護福祉士との連続性を考慮し、平成 25 年 4 月から「在宅・施設を問わず、介護に従事する者が行う業務全般に必要な基本的な知識・技術を修得」する初任者研修に再編され、介護職員基礎研修は実務者研修に一本化されている。

- このため、平成 27 年度（平成 28 年）試験から、総出題数は 125 問とし、この場合、それを勘案した試験時間の延長を行うことが適当である。
- また、より一層実践的な介護技能の評価を図っていくことが重要であることから、領域「介護」の中で、科目間の出題数を調整し、科目「介護の基本」の出題数を減じる一方、科目「生活支援技術」を増やすことが適当である。

(2) 出題形式について

- 新カリキュラムでの国家試験については、平成 18 年 12 月の社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」において、
 - ・ 「単に知識の暗記を問うだけでなく、介護に関わる理念の理解や実際の状況に応じた判断力を確認できるような問題」を出題していくべき
 - ・ 「介護福祉士として身に付けておく必要のある倫理観や介護に関わる理念等については、介護福祉士の最も基本となる資質であるので、国家試験の出題内容と位置付けていくべき」
 と指摘され、総合的・多面的な理解力や判断力を問うことを含め、福祉・介護サービスの提供現場で求められる知識・技能を網羅的に備えているか否かを確認できる内容とすることとされた。
- これを受け、具体的には、平成 23 年度（平成 24 年）試験から、
 - ・ 単純な知識の想起によって解答できる問題（タクソノミーⅠ型）のみならず、
 - ① 設問で与えられた情報を理解・解釈してその結果に基づいて解答する問題（タクソノミーⅡ型）や、
 - ② 理解している知識を応用して具体的な問題解決を求める問題（タクソノミーⅢ型）
 を充実させ、
 - ・ 一問一答形式の問題に簡潔な状況設定を付し、状況の判断能力を問う短文事例問題を増加する
 - ・ 一つの事例に基づいて「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の 3 領域にまたがる知識を用いて、総合的・多面的な理解力や判断力を問う総合問題を出題する
 等の見直しが行われた。
- これらの出題形式については、定着が図られてきており、今後も、上

記の短文事例問題によって実際の状況に応じた判断力を、総合問題等によって総合的・多面的な理解力や判断力を問う問題形式を維持することが適当である。

- また、これまで、介護福祉士の国家試験においては、イラストや写真、図表、グラフ等の視覚素材は用いられてこなかった。一方、医療系職種の国家試験（医師、看護師、理学療法士、作業療法士等）では、視覚障害者に適切な配慮を講じた上で、視覚素材が活用されている。
- こうしたことを踏まえ、介護福祉士の国家試験においても、
 - ・ 設問文や選択肢にイラストや写真等を活用することは、文章で問うことが難しい利用者の状態や生活支援の知識・技能の正確な評価に資すること
 - ・ 利用者の心身の状況等を示した図表等を活用することにより、介護過程の展開にかかる判断力のより適切な評価につながる事などから、医療系職種の国家試験と同様、視覚障害者への配慮を行った上で、視覚素材を活用した問題導入を図っていくべきである。
具体的には、平成 26 年度（平成 27 年）試験からの出題も視野に入れつつ、可及的速やかに導入していくことが望ましい。
その際、医療系職種の試験における視覚障害者への配慮等を参考に出題形式等を検討するとともに、受験者を含む関係者及び関係機関等への周知に十分な配慮を行うことが必要である。

3. 実技試験の方向性について

- 現在、介護技術講習を修了した場合や、養成課程でこれと同等程度の技能修得が担保されている場合には、実技試験が免除されている。
- 具体的には、
 - ・ 実務者研修の修了者 (※3)
 - ・ 福祉系高校卒業者（旧カリキュラム、特例高 (※4) を除く）

(※3) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項の指定を受けた学校又は、養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者。

(※4) 平成 25 年度入学者までの時限措置として認められた 34 単位（1,190 時間）の課程。卒業後 9 月以上の介護等の業務に関する実務経験を経て、国家試験を受験。筆記試験、実技試験ともに免除されない。

について、実技試験が免除されている。

また、養成施設卒業者は、平成 27 年度（平成 28 年）試験以降は、国家試験の受験が必要となるが、技能修得は卒業時点で既に担保されていることから、実技試験が免除となることとされている。

- 平成 29 年度（平成 30 年）試験以降は、全ての福祉系高校卒業者も新カリキュラム導入後の者となり、制度上、実技試験の受験者は想定されなくなることから、平成 29 年度（平成 30 年）試験から実技試験を廃止することが適当である。

ただし、旧カリキュラムの福祉系高校又は特例高を卒業し、介護技術講習を修了していない者が受験する余地が生じることも踏まえ、介護技術講習の修了やそれに相当する研修を求めるなどの措置を検討する。

4. 合格基準について

- 介護福祉士国家試験は、総合的・多面的な理解力や判断力を含め、介護福祉士に求められる「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力」にふさわしい知識及び技能が網羅的に備わっていることを確認・評価する水準であることが求められる。
- 合格基準については、総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数としている。絶対基準を原則としたうえで、相対的な調整方法を採用しているところである。
- こうした中、平成 27 年度（平成 28 年）試験から
 - ① 平成 21 年度から導入された、養成施設の新カリキュラム修了者
 - ② 3 年以上の実務経験のある実務者研修の修了者が、新たに国家試験の受験資格を持つこととなる。
- これらについては、実践を重視した養成施設の新カリキュラムについては、上記の介護福祉士に求められる知識及び技能に照らし、教育関係者の努力もあり概ね円滑に実施されていると評価できる。

また、実務者研修については、「幅広い利用者に対して、基本的な介護を提供できる能力を修得する」という、介護福祉士養成施設（2 年以上の養成課程）における教育上の到達目標と同等の水準に到達することとされている。

- したがって、養成課程で修得すべき知識・技能を網羅的に備えているか否かを評価するという国家試験の基本的な性格に照らし、資格取得方法の見直しが行われる平成27年度（平成28年）試験においても、上記の合格基準を維持することが適当である。
- また、現在、得点のない科目（いわゆる「0点科目」）があった場合には、合計得点にかかわらず、不合格とする扱いとしている。この取扱いについては、知識及び技能を網羅的に評価するという観点から、現状を維持すべきである。

5. 試験日程等について

- 現在、社会福祉士と介護福祉士の筆記試験は1月下旬の同日に、介護福祉士の実技試験は3月上旬に実施され、社会福祉士の合格発表は3月中旬に、介護福祉士については3月下旬に合格発表を行っている。
- 平成27年度（平成28年）試験以降は、介護福祉士養成学校として指定されている4年制大学卒業者に対しても介護福祉士国家試験が義務付けられるため、介護福祉士と社会福祉士の双方を同時に受験できる者がより生じることが予想される。このため、両資格の筆記試験の試験日が重ならないようにする必要がある。
- 同時に、こうした両資格の受験者に対する養成施設のカリキュラムのスケジュールにも配慮しつつ、合格発表を年度内に行う必要があることも踏まえ、平成27年度（平成28年）試験からは、介護福祉士の筆記試験と社会福祉士試験の日程を1週間程度ずらして実施することが適当である。
- なお、平成29年度（平成30年）試験からの実技試験が廃止されることとなれば、介護福祉士の筆記試験日を現行より遅らせ、2月に実施すべきとの指摘もあるが、
 - ① 合格発表をできるだけ早い時期に行うことで、合格者の任用・処遇が円滑となること
 - ② 2月には多くの国家試験（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士等）が実施され、試験会場の確保が困難となるおそれがあることなどから慎重に検討すべきである。

- 合格発表については、当面、現行どおり、社会福祉士については3月中旬、介護福祉士については3月下旬を維持することが適当である。

また、実技試験廃止後の合格発表は、合格者の任用・処遇ができる限り円滑となるよう、可能な範囲での前倒しを進めていくことが適当である。

6. おわりに

- 本検討会では、介護福祉士国家試験が、引き続き、総合的・多面的な理解力や判断力を問うことを含め、必要な知識及び技能を網羅的に備えているか否かを評価することができるよう提言を行った。ただし、平成27年度（平成28年）試験からは、養成課程における教育を経ることによって、受験資格を得られるという形に変更されることを十分認識し、養成課程において、より体系的で標準化された、質の高い教育が行われることが重要である。

例えば、

- ・ 養成課程においては、平成24年3月に公益社団法人（現在）日本介護福祉士養成施設協会がとりまとめた「介護福祉士養成課程卒業時の到達目標」を有効活用すること
- ・ 実務者研修については、介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準とされていること等を踏まえ、より一層のカリキュラムの充実が図られること

が望ましい。

- 今後とも、地域包括ケアにおける介護福祉士の役割も踏まえつつ、介護福祉士の質の向上については、国家試験それ自体の在り方のみならず、養成課程における教育内容や資格取得後のキャリアパスの充実を念頭に置いて考えて行くことが重要である。

具体的には、

- ・ 養成課程のカリキュラムの定期的な検証と必要に応じた見直し
- ・ 国家試験の在り方の定期的な検証と必要に応じた見直し
- ・ 資格取得後のキャリアパスの検討

を連動させて行うことにより、生涯を通じた能力向上のための環境整備を図ることを期待したい。

(参考資料)

介護福祉士国家試験の出題範囲等の在り方に関する検討会開催要綱

1 趣旨

平成 27 年度（第 28 回）試験から、実務経験ルートを受験者に実務者研修が必須となり、養成施設ルートでも国家試験受験が義務付けられる等、資格取得方法の変更が行われ、介護福祉士養成施設のカリキュラムに医療的ケアが追加される。

これらの制度改正を踏まえ、介護福祉士資格取得に相応しい知識及び技能を確認するための出題範囲や実技試験の在り方等について検討する。

2 検討会メンバー

本検討会は、有識者で構成する。（別添）

3 検討課題

(1) 養成課程の見直しを踏まえた対応

- ・ 出題の基本的な考え方
- ・ 医療的ケア等出題範囲の見直し 等

(2) 試験問題の質の向上 等

(3) 資格取得方法の見直しを踏まえた対応

- ・ 実技試験の在り方
- ・ 試験日程 等

4 スケジュール

第 1 回を 7 月に開催、以降数回程度開催し、秋を目途にとりまとめ（予定）

5 その他

- (1) 本検討会は、社会・援護局長の検討会とする。
- (2) 本会議の運営にかかる庶務は、社会・援護局福祉基盤課が行う。
- (3) 本検討会の議事は、非公開とする。報告書は後日公開する。

(別添)

介護福祉士国家試験の出題範囲等の在り方に関する検討会構成員名簿

朝倉 京子	東北大学大学院医学系研究科教授
太田 貞司	聖隷クリストファー大学 社会福祉学部・大学院社会福祉学研究科教授
川井 太加子	桃山学院大学社会学部教授
北村 聖	東京大学医学教育国際協力研究センター教授
久保田トミ子	合同会社和の会代表 (前介護福祉士国家試験委員副委員長)
田中 由紀子	日本社会事業大学社会福祉学部准教授
根本 嘉昭	桃山学院大学社会学部教授
藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
本名 靖	東洋大学ライフデザイン学部教授

(五十音順、敬称略)